

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)	
地域名 (地域内農業集落名)	平野地区 (繁田集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月13日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、繁田地区では主食用水稻の栽培などの近郊農業が行われている。農地の大部分は営農組織や企業および個人といった農業の担い手が引き受けているが、後継者が不在である農地もある。

・農家の高齢化と人口減少を起因として、法面や畔等の草刈り作業といった作業が困難になってきている。また、所有者が遠方に居住しているため、農地の管理に関心が低い農地が増えてきている。

・機械や資材の高騰をはじめ、労働時間や労働環境から考えて、子供が今後農業の担い手となる可能性は低く、今後の農地の管理に不安がある。

・営農組織が解散した後のことを考え、既存企業や個人農家だけでなく、新しく農業の担い手を受け入れていく必要がある。

・農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできない。また、燃料や肥料などの資材費が近年特に高騰しており農業を継続することが困難になってきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、高収益品目の生産を実験的に行い、農業を担う者を含めて栽培方法を検討する。

・スマート農業の導入として、ドローンによる薬剤散布を検討する。また、農作業の負担を軽減するための取り組みをはじめめる(特に夏場の作業の見直し)。

・集落に既に参入している事業者や既存の担い手に集約していきながら、地区外からも企業や新規農業者をさらに募り、地区全体が利用される仕組みを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・耕作できなくなった農地などは、既存の担い手へ段階的に集約化していき、農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者や企業の農業への参入をすすめていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・必要に応じて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地の集約・大区画化を目指し、耕地整理やほ場整備といった基盤整備の検討をはじめめる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・耕作できなくなった農家から農業機械を引き取り、新規就農者や担い手に安価に販売する仕組みを確立する。 ・空き家などを利活用し、新規就農者が定着できる仕組みを検討する。 ・共同作業をはじめ地域や農業のルールを明確化する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。